

第6章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1 基本的な考え方

本計画で掲げた景観形成の理念や目標、景観施策は、次のような考え方に基づいて推進します。

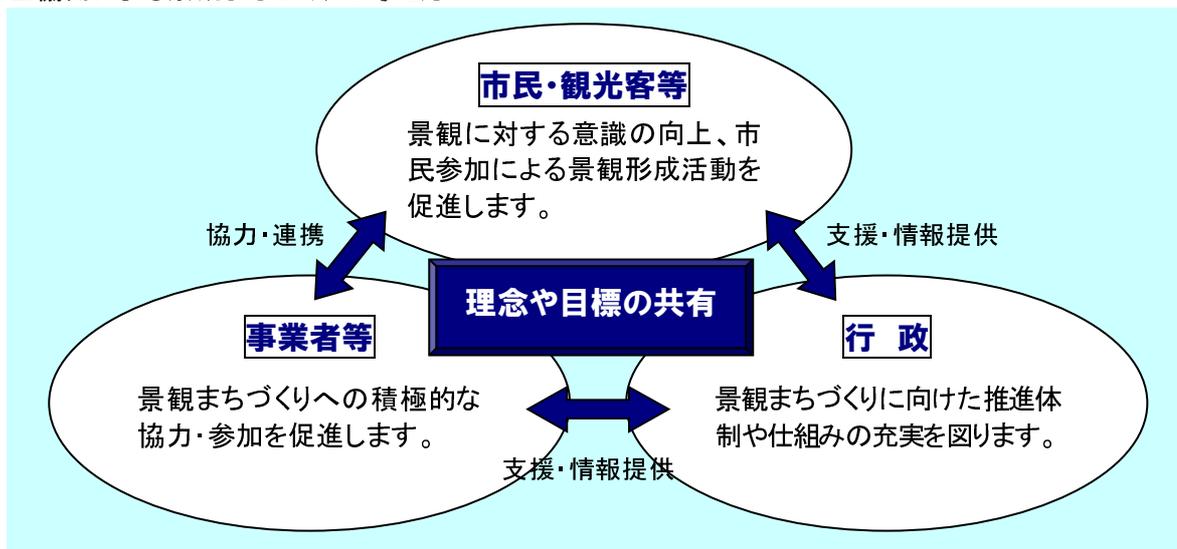
**市民・観光客、事業者、行政など、
多様な人々の協働による景観まちづくりを推進します。**

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、市民や南アルプス市を訪れる観光客、道路や建物等を造る事業者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。

一人一人が南アルプス市の財産である景観の価値を再認識し、計画に掲げた基本理念や目標を共有したうえで、それぞれがお互いの役割を認め合い、できるところから一步一步着実に進めて行くことが必要です。

美しい自然とこれまでの暮らしの営みの中で築き上げられてきたふるさとの特色ある風景を守り、より美しく生き活きとしたものに育てていくため、市民・観光客、事業者、行政など、多様な人々の協働による景観まちづくりを推進していきます。

■協働による景観まちづくりの考え方



【市民・事業者・行政の役割】

■市民や観光客は……

- ・市民については、自分たちの住むまちをもう一度見直し、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、市民一人一人が自らできることを自発的に進めていくことが重要です。そうした小さな活動の芽を少しずつ広げ、こうした活動の輪が地域から市全体に広がっていくよう、景観に対する意識の啓発と積極的な市民参加による景観形成活動を推進（支援）します。
- ・観光客については、本市の景観形成に対する考え方を理解してもらい、積極的に協力・参加を働きかけていきます。

■事業者は……

- ・道路等の公共施設の整備、建物の建設に関わる設計、工事関連の企業、工業や商業に携わる企業など、多くの企業（事業者）も、経済活動を通じて直接的・間接的に景観形成に関与しています。企業も景観形成の重要な担い手であることを自覚し、その役割を理解してもらおうとともに、積極的な協力・参加を働きかけていきます。

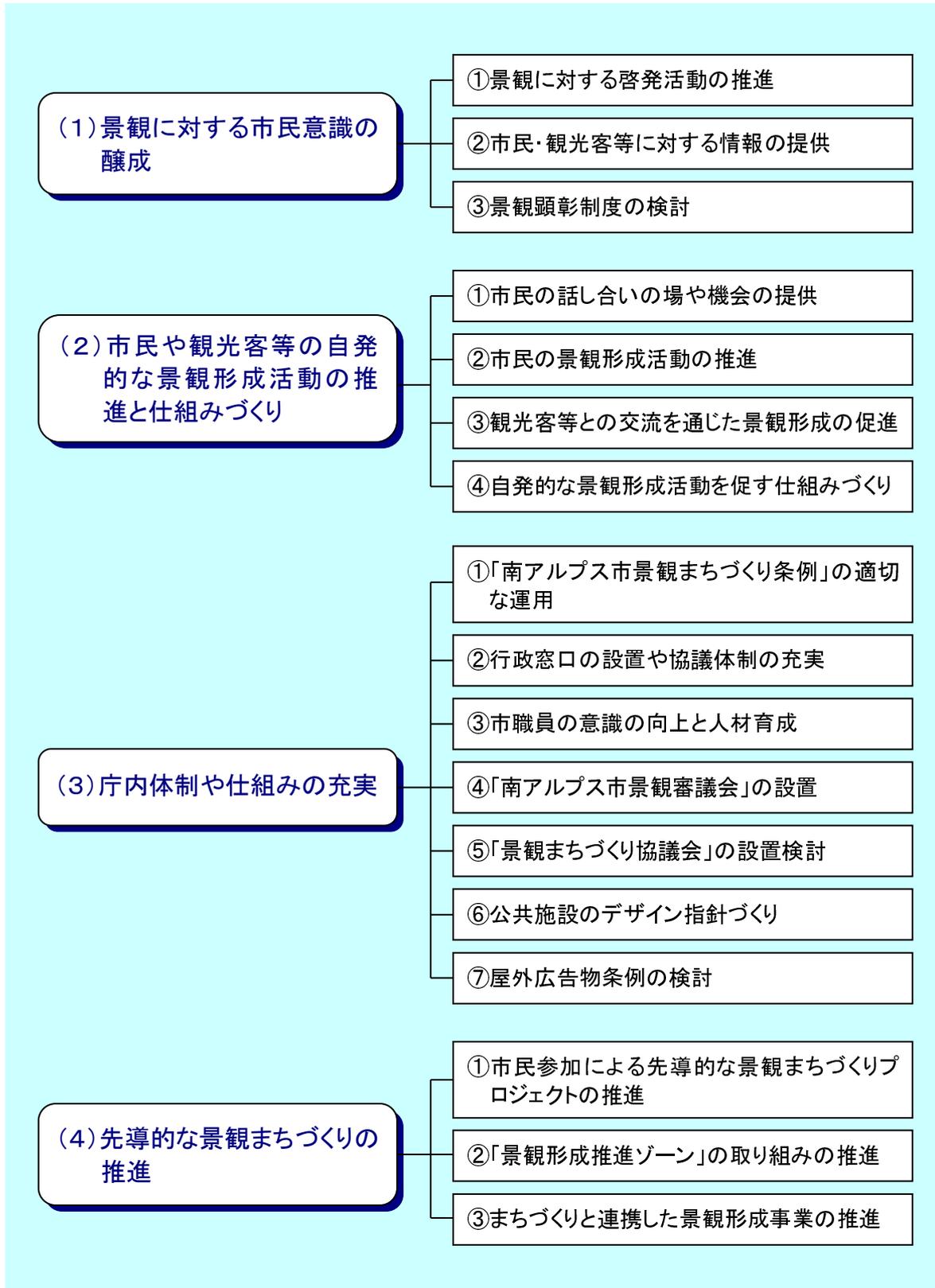
■行政は……

- ・「南アルプス市景観計画」に基づき、良好な景観形成に向けた施策の推進を図ります。また、協働による景観まちづくりを積極的に推進していくため、景観に関する啓発活動、情報提供、市民の景観形成活動に対する支援、行政の推進体制や仕組みの充実に図ります。

2 計画の推進に向けた施策

「南アルプス市景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

■計画の推進に向けた施策の体系



(1) 景観に対する市民意識の醸成

① 景観に対する啓発活動の推進

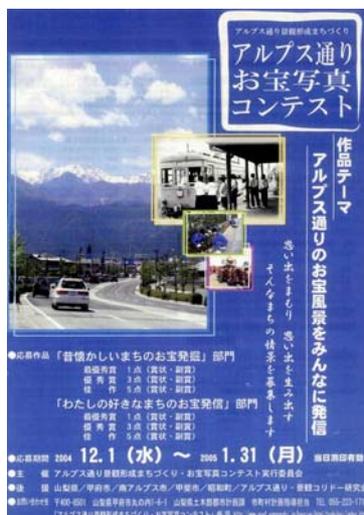
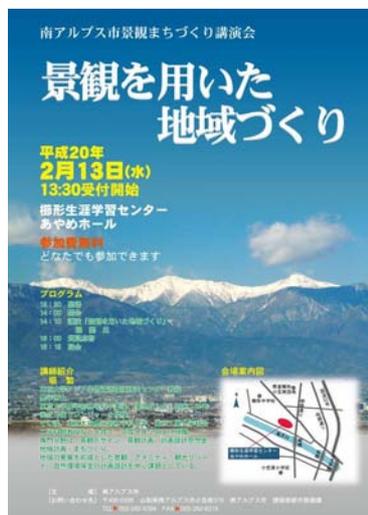
本市では、これまで景観に対する啓発を目的とした「景観まちづくり講演会」や地域資源の発掘を目的とした「アルプス通りお宝写真コンテスト」などを行ってきました。また、本計画策定においても「風景づくりシンポジウム」を開催し、市民提案の発表と意見交換などを行いました。今後も、南アルプス市の景観のすばらしさを市民や観光客など多くの人に知ってもらい、景観に対する関心を醸成するため、次のような啓発活動を推進します。

■ 市民に対する啓発活動の推進

市のホームページの活用（専用ホームページの開設など）、市広報の活用、景観に関するシンポジウム・講演会の開催、山梨フィルムコミッションの活用、景観パンフレット、景観まちづくりガイドブックの作成、「南アルプス市景観百選」等の選定、まち歩きイベントの開催、地域における住民の話し合いなど、多様な啓発活動を推進します。

■ 観光客等に対する啓発活動の推進

観光客など、本市を訪れる多様な来訪者についても、市民と同様に本市の景観形成に対する考え方を理解してもらい、観光ボランティア等を通じて景観のPRやごみのポイ捨て禁止などへの協力、地域の景観形成活動への参加と協力を促していきます。



② 市民・観光客等に対する情報の提供

市民に対しては、「南アルプス市景観計画」や「南アルプス市景観まちづくり条例」の内容をはじめ、市内にどのような景観形成活動に関わる団体やグループがあり、どのような活動が行われているのか、市民が景観に関して気軽に情報を入手できるよう、既存の「南アルプス市市民活動センター」（平成18年4月オープン）の活用をはじめ、行政窓口の設置、市の専用ホームページの設置など、情報提供の場や仕組みをつくります。

観光客等についても、市のホームページや観光パンフレット、観光ボランティア等を活用して、景観形成に関わる情報の提供を図ります。

③ 景観顕彰制度の検討

市民や事業者等の景観まちづくりを促進するため、景観に関する優れた取り組み（景観形成活動、建物、まちかど花壇、生け垣など）に対する「景観顕彰制度」の創設を検討します。

その選定や表彰にあたっては、市民を主体とした審査委員会を設置するなど、市民参加による評価の仕組みづくりを進めます。

(2)市民や観光客等の自発的な景観形成活動の推進と仕組みづくり

①市民の話し合いの場や機会の提供

「南アルプス市景観計画」は、市民参加で設置した「南アルプス市風景づくり市民懇談会」において議論を重ね、まとめた「風景づくり市民プラン」の提案を基に作成しています。

景観アンケート調査からみても、市民の景観に対する関心や景観まちづくりへの参加意向も高いことがうかがえます。

市民参加による景観まちづくりを推進するため、既存の「市民活動センター」を積極的に活用し、景観に関する情報の提供をはじめ、懇談会やワークショップの開催など、市民の話し合いの場や機会の提供を図ります。



・風景づくり市民懇談会での話し合い

②市民の景観形成活動の推進

市内では、小中学校の「緑の少年少女隊」による植樹活動や環境保全活動、農業委員会による耕作放棄地の取り組み、市之瀬地区の棚田周辺における地域活性化の取り組み、教育委員会を中心とした「遺跡で散歩」の普及活動、住民自治会による消防格納庫の色の塗り直し、社会福祉協議会やボランティアサポート、住民等による緑化活動、草刈り、清掃活動、「あやめを育てる会」による緑の普及活動、NPO法人等により自然保護活動、花植え活動や美化活動など、市民が主体となった様々な景観形成活動が行われています。

こうした市民の景観形成活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げていくため、次のような取り組みを促進します。

■市民一人一人の身近な景観形成活動の促進

生け垣等の庭先の緑化や花植え、道路や水路などの清掃・美化活動、草刈り、まちなみに配慮した建築物のルールづくりなど、市民一人一人の身近な景観形成活動を促進（支援）します。

■景観形成活動の育成・支援

市内における既存の景観活動（活動団体や活動内容）を把握するとともに、市民の多様な景観形成活動の育成・支援を図るため、次ページに示すような「市民の自発的な景観形成活動を促す仕組みづくり」を推進します。



・緑の少年少女隊による植樹活動



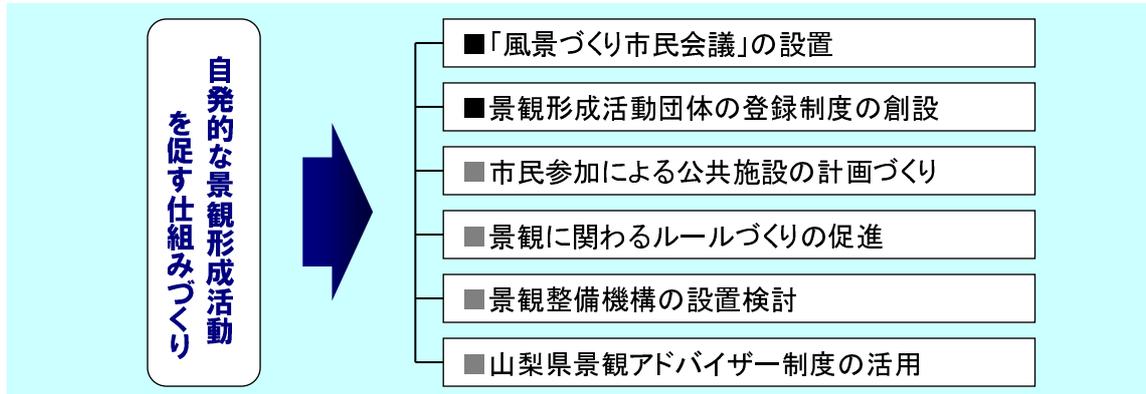
・市民による道路の花植え活動

③観光客等との交流を通じた景観形成の促進

農業体験、創作体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの農村交流の促進を図るとともに、観光客をはじめ、本市を訪れる人々が、こうした活動を通じて地域の景観形成活動への参加と協力を促していきます。

④自発的な景観形成活動を促す仕組みづくり

市民の自発的な景観形成活動を促すため、次のような仕組みづくりを検討し、できることから着実に運用を開始します。



注) * ■印は「南アルプス市景観まちづくり条例」で位置づけられています。

■「風景づくり市民会議」の設置

市民の主体的な景観まちづくりを推進するため、次のような役割を担う市民組織として「風景づくり市民会議」の設置を図ります。

設置にあたっては、既存の「市民活動センター」の活用等が考えられますが、今後、市民の意見を取り入れながら適切な組織や仕組み等について検討します。

■風景づくり市民会議の役割

- 地域における自発的な景観まちづくり活動に対する相談
- 景観まちづくりに関する普及・啓発活動の企画・運営支援
- 景観まちづくりに関する調査・研究
- 景観まちづくりに関する行政への提案など

■景観形成活動団体の登録制度の創設

市内で、どのような団体やグループ等が、どのような活動を行っているか、その活動状況を把握し、既存の市民活動の周知と活動の輪を広げるため、後述するような景観形成推進地区における推進団体など、一定の要件を満たす市民活動団体を「南アルプス市景観まちづくり条例」に基づき登録する制度を創設します。

■市民参加による公共施設の計画づくり

主要な公共建築物や公園、道路等の公共施設の整備にあたっては、地域の景観形成に対する先導的な役割が求められます。

公共施設の計画や整備にあたっては、できることから市民参加による公共施設の計画づくりの取り組みを図ります。また、「(仮称)南アルプス市公共施設デザインガイドライン」についても、市民参加による取り組みを検討します。

■景観に関わるルールづくりの促進

良好なまちなみを形成していくためには、建物の建て方、生け垣などに対して、一定のルールが必要です。

本市では、柿平地区で建物の高さや色彩のルールを盛り込んだ「柿平地区計画」が定められていますが、今後、景観法に基づく「景観協定」をはじめ、法に基づく「緑地協定」や「建築協定」、住民同士で定める任意の「まちなみ協定」などを活用したルールづくりの促進を図ります。

■景観整備機構の設置検討

景観整備機構とは、専門家の派遣、情報提供、相談その他の援助から具体的な景観形成事業まで、幅広く行う景観形成に関わるNPO法人や公益法人などの専門的な組織で、景観まちづくりを効果的に推進するため、設置に向けて検討を図ります。

■山梨県景観アドバイザー制度の活用

景観形成推進ゾーンをはじめ、地域住民の自発的な景観まちづくりに対して、専門家を派遣する「山梨県景観アドバイザー制度」の活用を図ります。

(3) 市内体制や仕組みの充実

①「南アルプス市景観まちづくり条例」の適切な運用

「南アルプス市景観計画」を総合的かつ計画的に推進していくため、「南アルプス市景観まちづくり条例」の適切な運用を図ります。

■「南アルプス市景観まちづくり条例」の構成

第1章 総則

(目的、定義、基本理念、市の責務、市民等の責務、事業者の責務)

第2章 良好な景観形成の推進

- 景観計画に策定に関する事（景観計画の策定等、景観計画の原案の公表等、景観計画の原案に対する意見の取扱い）
- 景観形成推進地区に関する事（景観形成推進地区の指定等、景観形成推進団体の認定）
- 良好な眺望場所の指定
- 重要文化的景観の指定

第3章 市民等との協働による景観まちづくりの推進

- 風景づくり市民会議に関する事（市民組織の設置）
- 景観形成活動団体の登録
- 表彰
- 支援

第4章 景観計画区域内における行為の制限等

- 景観形成基準への適合等
- 届出に関する事（届出を要する行為、届出を要しない行為、事前相談）
- 勧告及び命令に関する事（勧告及び命令、公表）
- 景観重要建造物、景観重要樹木に関する事（景観重要建造物の指定、景観重要建造物の所有者の管理義務、景観重要樹木の指定、景観重要樹木の所有者の管理義務、景観重要建造物等の所有者等に対する支援）
- 景観重要公共施設の指定

第5章 南アルプス市景観審議会

- 南アルプス市景観審議会に関する事（景観審議会の設置、組織）

第6章 雑則

- 委任

付 則

- 施行期日
- 経過措置

【別 表】

- 届出対象行為（景観形成地域の区分、届出対象行為）

②行政窓口の設置や協働体制の充実

景観行政を担当する専門部署の設置を行うとともに、市民の景観に対する相談や情報提供を行う窓口機能の充実を図ります。

また、景観行政に関する連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な協議組織の設置を検討します。

③市職員の意識の向上と人材育成

景観行政を担う行政職員の意識の向上を図るため、景観セミナー等の職員研修の充実、地域で行われる景観まちづくりに対する職員の参加などを進めます。

④「南アルプス市景観審議会」の設置

「南アルプス市景観審議会」とは、景観に関わる学識経験者や公募市民などで構成し、次に示すような本市の良好な景観形成に関する事項について広く審議する機関で、平成23年度の設置を目指します。

■「南アルプス市景観審議会」の主な役割

- 「南アルプス市景観計画」の見直し、景観形成の推進にあたっての重要事項に関すること
- 景観法（届出制度）に基づく勧告や命令等に関すること
- 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定に関すること
- 景観形成推進地区の指定、景観形成推進団体や景観形成活動団体の登録・認定に関すること など

⑤「景観まちづくり協議会」の設置検討

「景観まちづくり協議会」とは、景観形成推進地区や景観重要公共施設などの景観形成に際して、関係する市民、事業者、行政機関等が協議する場で、設置に向けて検討を図ります。

景観まちづくり協議会では、景観行政団体である南アルプス市をはじめ、必要に応じて公共施設管理者、公共事業者（バス、電気等）景観形成活動団体、関係機関（商工会、観光団体、農業団体等）など、多様な立場の関係者が集まって意見調整や協議を行ない、良好な景観まちづくりの推進を目指します。

⑥公共施設のデザイン指針づくり

公共建築物や道路公園等の、公共施設は、地域の景観を先導する役割を有しているため、次のような公共施設のデザイン指針を作成し、これに基づいた公共施設整備を推進します。

■「南アルプス市公共サイン計画」の活用

平成18年3月に策定された「南アルプス市公共サイン計画」の周知と積極的な活用を図るとともに、「南アルプス市景観計画」に併せ、必要に応じて内容の充実を図ります。

■「（仮称）南アルプス市公共施設デザインガイドライン」の策定

公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設の整備計画や設計にあたっては、施設の形態・意匠、色彩、素材や景観上留意すべき事項など、行政や事業者の共通の指針となるデザインガイドラインの策定を検討します。

⑦屋外広告物条例の検討

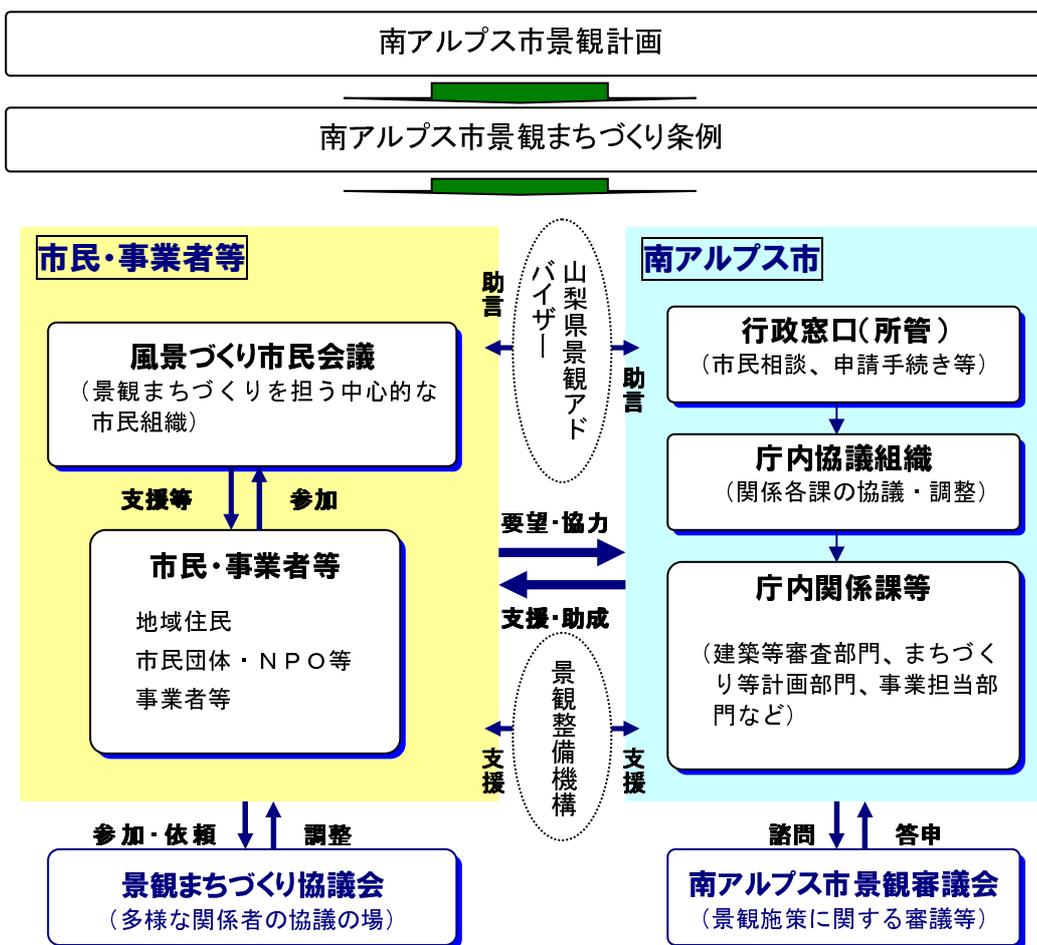
現在、本市における屋外広告物等の表示又は掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」（平成17年7月1日、改正・施行）に基づき、適切な規制誘導を行っています。

当面は県条例の周知と適切な運用を図りながら、一定の実績を積み上げ、その運用実績をもとに本市独自の「（仮称）南アルプス市屋外広告物条例」の制定に向けた検討を図ります。

＜参考＞ 協働による景観まちづくりの推進体制のイメージ

- 協働による景観まちづくりにあたっては、下図に示すように、市民組織や行政組織の適切な役割分担と相互の協力により、推進を図ります。
- 市民・事業者等は、「風景づくり市民会議」を核に、市内の景観形成に関わる市民活動団体、景観まちづくり活動等と連携を図るとともに、山梨県景観アドバイザーの活用を図り、良好な景観形成を推進します。また、景観まちづくりに際して、問題や課題が生じた場合は、「景観まちづくり協議会」において、関係者の間で協議・調整を図るものとします。
- 南アルプス市は、山梨県景観アドバイザーを活用しつつ、「行政窓口（所管）」と「庁内協議組織」、「関係各課」の適切な連携を図りながら、景観行政を推進します。また、「南アルプス市景観計画」の変更や「南アルプス市景観まちづくり条例」の改正など、景観行政に関わる事案が生じた場合は、「南アルプス市景観審議会」に諮ります。
- 市民・事業者および市で、専門家の派遣、情報提供、技術的、人的支援から具体的な景観形成事業の実施まで、より専門的、総合的な支援が必要な場合は、「景観整備機構」の活用を検討します。

【景観まちづくりの推進体制】



(4)先導的な景観まちづくりの推進

①市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進

～(仮称)ふるさとの歴史と風景をめぐる散歩みち(フットパス)プロジェクト

本市では、「遺跡で散歩」と題した市内の遺跡等の歴史資源を巡る散歩ルートが設定されており、身近なふるさとの風景を楽しむ場として市民に親しまれています。

市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトとしては、この散歩ルートを生かし、より魅力あるものとしていくことを目的に、次のような「(仮称)ふるさとの歴史と風景をめぐる散歩みち(フットパス)プロジェクト」の促進を図ります。

このプロジェクトは、本計画の策定に際して設置された「南アルプス市風景づくり市民懇談会」の提案が基本となっており、現在の散歩ルートを活用し、あまり費用をかけずに、多くの市民が楽しんで参加でき、景観に対する市民意識の醸成や景観まちづくりへの波及効果などが期待されます。

■プロジェクトのイメージ

- ふるさとの散歩みちプロジェクト実行委員会の設置
- 「(仮称)ふるさとの魅力再発見まち歩き」イベントの開催
- ワークショップ等による散歩ルートや景観マップの作成、整備方針の検討
- 各種交付金等を活用したフットパスの整備事業など
(眺望場所、ポケットパーク、サイン、駐車場、トイレ等の整備)



・ループ橋から見た本市の田園居住エリアと富士山の眺望

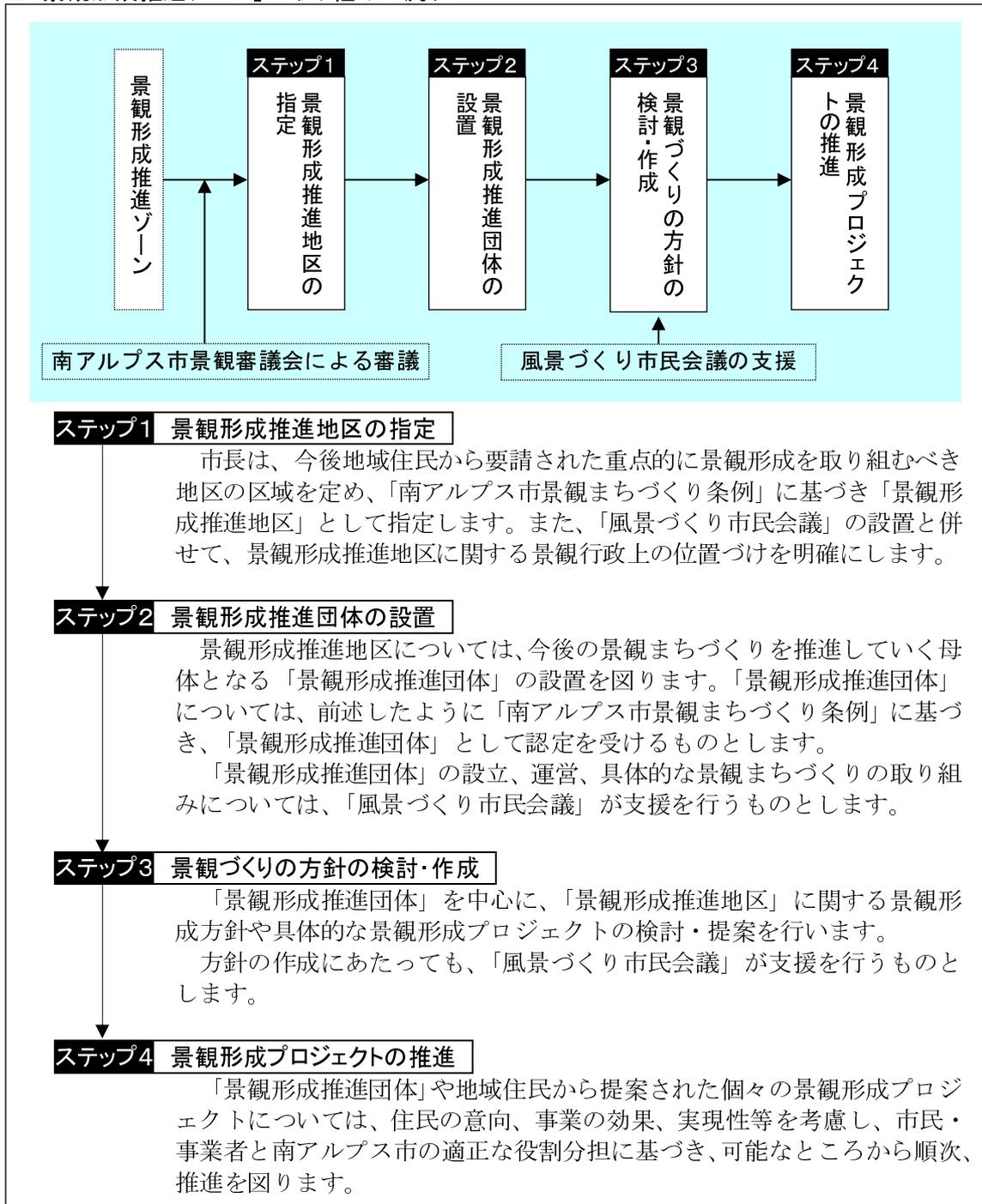


・「遺跡で散歩 Vol.1 御勅使川ゆかりの史跡を歩く」のコース案内図(一部)

②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

本計画で、今後積極的に景観形成を推進すべき候補として取り上げた「景観形成推進ゾーン」については、今後、地域の要請により順次追加していくものとしますが、「南アルプス市景観まちづくり条例」に基づき「景観形成推進地区」に指定され、かつ「景観形成推進団体」が設置されるなど、住民の取り組み意欲が高いところから、次のような手順で具体的な景観まちづくりの取り組みを推進していきます。

■「景観形成推進ゾーン」の取り組みの流れ



③まちづくりと連携した景観形成事業の推進

現在、市内で実施中あるいは計画・構想のある各種の公共施設整備やまちづくり事業については、国・県等の各種交付金や補助金を積極的に活用し、まちづくり事業と連携した良好な景観形成を図ります。

3 当面の取り組み

本章で取り上げた推進施策については、既に実施しているもの、今すぐ取り組むことが可能なものから、実現までに試行錯誤と長い時間を要するものまで、多岐にわたっています。

本市の本格的な景観形成に向けた取り組みを軌道に乗せていくため、当面、次の施策を優先的に取り組みます。

(1) 行政の仕組みと体制づくり

「南アルプス市景観計画」を推進していくためには、まず、行政の仕組みや体制づくりが急務です。このため、次のような最小限必要と考えられる景観行政の仕組みと体制を整備します。

①「南アルプス市景観審議会」の設置

平成 23 年度を目標に、景観計画の変更および景観形成の推進に関する重要事項について審議する「南アルプス市景観審議会」を設置します。

②景観まちづくり条例と施行規則の適切な運用

■「南アルプス市景観まちづくり条例」の施行と運用

具体的な景観形成地域の区分（境界）の設定や山梨県景観条例の市への委譲に関する協議などを進め、平成 23 年 4 月から「南アルプス市景観まちづくり条例」を施行し、運用を開始します。

■「南アルプス市景観まちづくり条例施行規則」の施行と運用

「南アルプス市景観まちづくり条例」を効率的に運用していくため、その細目を定めた「南アルプス市景観まちづくり条例施行規則」についても「南アルプス市景観まちづくり条例」の施行に併せ、平成 23 年 4 月から運用を開始します。

③窓口の設置と届出手続き等の具体化

■窓口（所管）の設置

景観に関する市民の相談や事業者の建築行為等の届出申請先となる景観行政の窓口を設置し、平成 23 年 4 月から景観行政を開始します。

■届出申請に関わる手引き書の作成

景観形成に関わる行為の届出事務手続き等の円滑化を図るため、次のような届出手続きに関する手引き書を作成します。

■手引き書の内容(案)

- 届出申請の手続きフロー
- 事前相談について
- 届出手続きに関すること
(届出の必要な行為、届出書の提出先、必要な書類)
- 届出対象行為
- 届出に必要な書類の様式（事前相談書、届出書、変更届、完了届など）
- 景観配慮事項に関するチェックリストなど

(2)景観に対する市民のモチベーションづくり

市民の景観に対する意識や景観まちづくりに対するモチベーションを高めるため、既に行われていること、今できることを中心に、次のような取り組みを進めます。

①啓発活動の推進

景観形成に関する市民意識の啓発を図るため、当面、次の取り組みを推進します。

- 「南アルプス市景観計画」のPR（パンフレットの作成、ホームページでの公表など）
- 市の景観に関する専用ホームページの開設、情報の提供など
- 景観に関するシンポジウム・講演会の開催
- 「南アルプス市景観百選」等の選定、PRなど

②市民参加を促す仕組みづくり

市民参加による景観形成活動の促進を図るため、先行的に「景観形成活動団体」の登録について、関連団体や活動内容の把握などを進めます。

登録制度については、「南アルプス市景観まちづくり条例および同施行規則」に基づき、平成23年4月から制度の運用を開始していきます。

③「(仮称)ふるさとの魅力再発見まち歩き」イベントの開催

前項では、市民参加による先導的なプロジェクトとして、既存の散歩ルートを生かした「(仮称)ふるさとの歴史と風景をめぐる散歩みち(フットパス)プロジェクト」を位置づけています。

まち歩きイベントは、地域の魅力を再認識し、市民の景観に対する意識を高めていくためにはとても効果的な方法です。県内では、甲州市勝沼地区でフットパスの取り組みが行われており、市民だけでなく多くの来訪者を集めています。

このため、市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの第一弾として、「(仮称)ふるさとの魅力再発見まち歩き」イベントの開催を促進します。

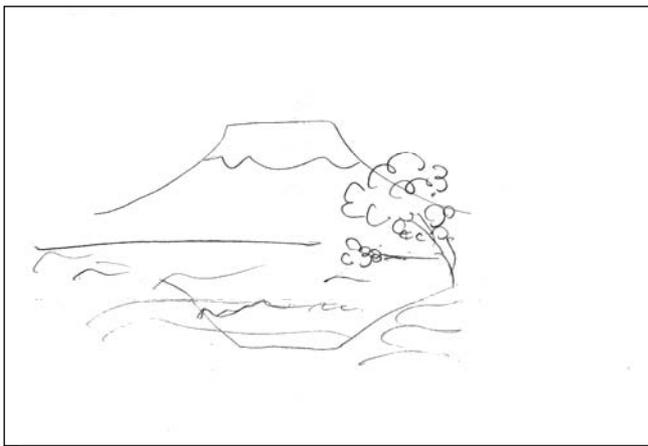
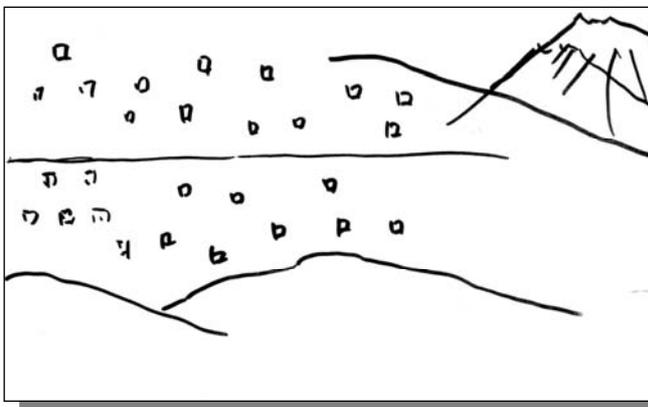
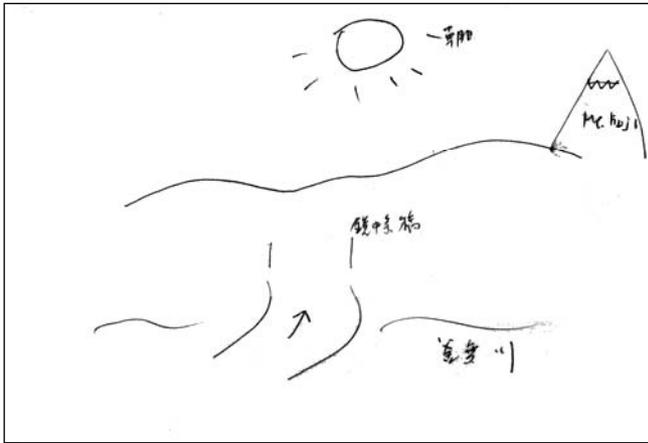
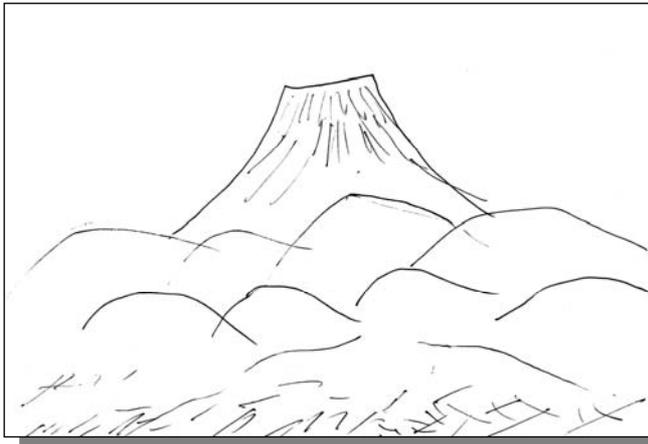
イベントの実施にあたっては、市民との協働により、教育委員会や社会福祉協議会等とも連携を図りながら積極的な支援を行います。



・風景づくり市民懇談会のまち歩き(ループ橋)



・風景づくり市民懇談会のまち歩き(加賀美)



●掲載の絵は、平成19年12月に実施した「景観アンケート調査」の自由記入欄（私の好きな南アルプス市の風景）に描かれた絵の中から抜粋しました。